

本件商品は、お客様が次の使用許諾契約書に基づいて使用される場合にのみご提供させていただきます。本件商品に含まれる納品媒体の梱包が開封された時点で、本使用許諾契約書の内容で契約が成立したものとします。

エアログラフィックス 使用許諾契約書（グラフィック B ライセンス）

お客様（以下「お客様」）は、株式会社写真化学（以下「写真化学」）より、以下の条件で、本件商品を非独占的に使用する権利を取得します。

第 1 条（定義） 本契約において、次の各号の用語は、当該各号のとおり定義されます。

- 1) 本件商品
写真化学が、本契約に基づき納品媒体に収録しお客様に提供する画像データの事をいいます。（なお、当該納品媒体とともに提供される関連資料を含みます。）

第 2 条（使用許諾）

- 1 お客様は、本件商品を、床材・壁面等の建築材料として非独占的かつ商用目的に使用できるものとします
- 2 お客様は、前項の使用に必要な場合、前項の内容の範囲で次の各号の事項を行うことができるものとします。
 - 1) 本件商品を内部使用の目的で複製すること。（複製されたものも本件商品として本契約が適用されるものとします。）
 - 2) 本件商品を、お客様のコンサルタント・代理人・下請業者に使用させること。
 - 3) 本件商品の画像データを含む二次著作物には本契約が適用されるものとします。なお、本件商品を含まない二次著作物は、非商用目的での利用に限り、本契約の適用外となります。
 - 4) お客様が第 1 項に基づき本件商品を使用できる地域は、写真化学から書面による事前の承諾を得た場合を除き、日本国内に限られるものとします。
 - 5) 本件商品の商用目的での使用については別途契約が必要となります。

第 3 条（使用制限）

お客様は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- 1 本契約で許諾されている範囲を超えて、本件商品を使用又は利用したり、本契約上の地位、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡すること。
- 2 有償又は無償を問わず、本契約で許諾されている範囲を超えて、本件商品を、第三者に譲渡、貸与、使用許諾その他の方法で第三者に使用させること、及び公衆送信（インターネットへの公開およびネットワークに接続された機器へのアップロード行為を含む）すること。
- 3 本件商品に表示している著作権表示又はその他の警告等の表示を変更又は削除すること。

第 4 条（知的財産権の帰属） 本件商品にかかる著作権、営業秘密、特許権を含む一切の知的財産権は、本件商品の開発元である写真化学、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社にそれぞれに帰属し、お客様には、第 2 条を除く何らの権利も許諾されないものとします。

第 5 条（著作権表示） お客様は、画像データが含まれるいかなる媒体に対しても、次の著作権表示を行うものとします。

©SHASHIN KAGAKU / NTT InfraNet

第 6 条（検査）

- 1 写真化学は、お客様が本契約に違反して本件商品を使用している恐れがあると判断した場合、本件商品の使用状況を、お客様の施設において、写真化学の負担により調査することができるものとします。
- 2 前項の調査により、お客様が本契約に違反して不正に本件商品を使用していたことが判明した場合、写真化学は、お客様に対し、当該調査に要した一切の費用及び当該不正使用によって写真化学が被った損害の一切を請求することができるものとします。

第 7 条（機密保持）

お客様は、本契約の有効期間中及び終了後においても、本件商品に関する情報及び本契約の内容のうち公然と知られていないものについて、その機密を保持するものとし、第三者に漏洩してはならないものとします。

第 8 条（追加ライセンス）

お客様は、本件商品に追加ライセンスを希望する場合、写真化学所定の手続きによりこれを注文するものとします。

第 9 条（保証）

- 1 写真化学は、本件商品がお客様の注文内容と異なる場合又は当社所定の出荷基準を満たさない場合で、本件商品の購入日から 30 日以内にその旨の通知を受けたときは、本件商品の返却と引き換えに本件商品の代金を返還するものとします。
- 2 写真化学は、本件商品の媒体に物理的な瑕疵があると認められた場合、本件商品の購入日から 90 日以内に限り、無償にて本件商品の交換を行うものとします。
- 3 前 2 項の対応は、全て本件商品をお客様に直接販売した者（販売店は写真化学）を通じて行われるものとします。
- 4 写真化学が本件商品について負担する責任は、本条 1 項および 2 項の範囲に限られるものとし、その他本件商品を使用することによりお客様及び第三者が被る損害等（逸失利益、データの損失等を含みます。）について一切責任を負わないものとします。また写真化学は、本件商品がお客様の意図した用途に合致すること及びお客様のシステム上で動作することについて、一切保証しないものとします。

第 10 条（契約終了時の義務）

- 1 お客様は、本件商品及びその複製物の全てを消去又は破棄することより、本契約を終了させることができます。このとき、本件商品の使用許諾に係る対価の返還を、写真化学に求めることはできません。
- 2 写真化学は、お客様が本契約に違反した場合、本契約を終了させることができるものとします。お客様は、本契約が終了した場合、本件商品の使用を直ちに中止し、お客様のご負担により本件商品を写真化学に返却するか又は廃棄するものとします。
- 3 お客様は、理由の如何を問わず、本件商品の使用終了について写真化学に対し補償金その他いかなる名目での支払いも請求することはできません。

第 11 条（輸出管理）

お客様は、本件商品及びそれに含まれる技術を海外に持出し又は非居住者に提供する場合は、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づき適正な手続きをとるものとします。

第 12 条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本契約は、日本法に基づき解釈されるものとします。
- 2 本契約に関する一切の紛争は、京都地方裁判所を第一審の専属合意、管轄裁判所として処理するものとします。

第 13 条（協議） 本契約に定めのない事項、その他本契約の条項に関し疑義を生じたときは、両者協議のうえ円満に解決を図るものとします。

令和 7 年 1 月 27 日 制定